

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年9月19日（令和元年（行個）諮問第96号）

答申日：令和4年2月3日（令和3年度（行個）答申第128号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、平成30年特定日付けで特定労働基準監督署Aから不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月14日付け東労発総個開第30-1082号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである（審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の申出があったことから、内容は記載しない。）。

審査請求人に知られたら、判定・判断が覆ってしまう何か不都合なことでもあるのか。全開示は、必要不可欠で正当な権利である。

当然、全開示されるべきであり、一部開示は、取り消されるべきである。全開示は、保険給付の決定を受けるために必要な情報である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分は、下記3（2）ア（ア）及びエにおける下線部分である。）。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成30年12月19日付け（同月21日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行っ

た。

- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年6月20日付け(同月21日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄及び注2に掲げる文書1ないし文書29の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について(別表の2欄に掲げる部分)

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1②, 2, 3①, 4①, 5①, 6①, 7①, 8①, 10①, 12①, 14①, 15①, 16①, 17①, 24, 25①, 26①, 28及び29は、審査請求人以外の個人の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1③, 5②, 6②, 7②, 8②, 10②, 12②, 14②, 15②, 16②及び25③は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署A(以下「労働基準監督署」は「監督署」という。)の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書17②, 25②(1頁に限る。)及び26②は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有するものとして、これにふさわしい形状のものである。当該部分は、これを開示すると、偽造により悪用されるおそれがあるなど、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書 1 ①, 3 ②, 4 ②, 25 ② (上記 (ア) を除く。) 及び 27 は, 特定事業場の業務内容に関する情報等であり, 当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。当該部分は, これを開示すると, 特定事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから, 法 14 条 3 号イに該当し, 不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 3 号ロ該当性

文書 28 は, 特定事業場が一般に公にしていな内部情報である。当該部分は, 行政機関の要請を受けて, 提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって, 通例として開示しないこととされているものであることから, 法 14 条 3 号ロに該当し, 不開示とすることが妥当である。

エ 法 14 条 5 号及び 7 号柱書き該当性

文書 3 ③及び 4 ③は, 労働保険適用徴収システムの操作に当たり, 当該システムを特定利用するためアクセス管理者から職員に対し個別に設定されたユーザー名である。当該部分は, これを開示すると, 電気通信回線を通じて当該システムにアクセスし, 職員以外の者によるシステムへの不法な侵入・破壊を招くなど, 犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあり, 労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため, 当該部分は, 法 14 条 5 号及び 7 号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

オ 法 14 条 7 号柱書き該当性

(ア) 上記ア (イ) に掲げる部分は, 本件労災請求に係る処分を行うに当たり, 特定監督署 A の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略) 当該部分は, これを開示すると, 被聴取者が心理的に大きな影響を受け, 被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし, 労災請求人側, 事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し, 公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり, 監督署における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため, 当該部分は, 法 14 条 7 号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書 27 は, 特定事業場の業務内容等に関する情報である。(略) 当該部分は, 守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき, 特定事業場に理解と協力を求めた上で得られた情報であるから, これを開示すると, 当該事業場だけでなく関係者の信頼を

失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなどにより、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月9日 審議
- ④ 同月23日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和3年8月31日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年11月29日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 令和4年1月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番33

当該部分は、特定事業場から特定監督署Aに提出された使用者申立書の記載の一部及びその調査結果復命書への引用部分であり、審査請求人が所属していた特定事業場特定部署の役職等別職員数である。

当該部分は、審査請求人の所属部署の職員数であり、また、当該部署の規模を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。
したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番2，通番11，通番13，通番15，通番17及び通番19

当該部分は、調査結果復命書，実地調査復命書，面談記録書及び架電聴取書の記載の一部であり、特定監督署Aが面談聴取を行った特定事業場の関係者の審査請求人との関係を示す総称的な記載，被聴取者の職業の記載のうち事業所名及び所属部署名，聴取を行った場所並びに特定日に審査請求人と共に同じ業務に従事した者の人数である。

当該部分のうち人数の記載は、審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。その余の部分は、実地調査復命書及び面談記録書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。このうち総称的記載を除く部分は、原処分において開示されている情報から容易に推認することができる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。また、総称的記載は、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないが、原処分において被聴取者の氏名が開示とされており、これを開示しても、特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないことから、法15条2項により部分開示すべきである。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3(1)

当該部分は、調査結果復命書の一部であり、特定監督署Aが面談聴取を行った特定事業場の関係者の審査請求人との関係を示す総称的な記載である。

当該部分は、実地調査復命書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないが、原処分において被聴取者の氏名が開示とされており、これを開示しても、特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないことから、法15条2項により部分開示すべきである。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

エ 通番3(2)、通番12、通番14、通番16、通番18及び通番20

当該部分は、実地調査復命書、面談記録書及び架電聴取書に記載された審査請求人以外の被聴取者からの聴取内容並びにこれらから引用された調査結果復命書の記載である。

当該部分は、各文書に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番3(3)、通番22、通番24、通番26、通番28及び通番34

当該部分のうち通番34は、使用者申立書に記載された使用者の意見であり、その余の部分は、主治医の意見書並びにそれを引用した地方労災医員の意見書及び調査結果復命書の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番5及び通番31

当該部分は、特定事業場の組織図に記載された審査請求人の所属長の氏名及び審査請求人が受けた教育カリキュラムのスケジュール表に記載された講師(特定事業場職員)の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の所属長の氏名及び審査請求人が受けた研修の講師の職氏名であることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番23, 通番27及び通番39

当該部分は、審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の署名及び印影並びに審査請求人の定期健康診断結果報告書(会社用)に記載された医師(産業医及び判定医)の氏名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち主治医の署名及び印影については、原処分において開示されている署名及び印影と同じものと認められる。また、定期健康診断結果報告書は、特定事業場の職場の健康診断の結果を事業場側に報告したものであるが、審査請求人にも同様の内容が通知されたものとするのが相当であると認められる。個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ク 通番37

当該部分は、特定事業場から特定監督署Aに提出された資料の一部であり、審査請求人が所属していた特定部署の在籍人員表の記載の一部である。当該部分のうち数字記載のある部分は、上記アと同様の理由により、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、空欄部分にすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番4, 通番5, 通番8, 通番11, 通番13, 通番15, 通番17, 通番19, 通番29, 通番32及び通番35

当該部分は、審査請求人の「療養補償給付たる療養の給付請求書」(以下「請求書」という。)を特定監督署Bが特定監督署Aに回送した際の送付状、特定事業場の組織図、実地調査復命書、面談記録

書，使用者申立書及び事業主証明に関する特定事業場の意見書に記載された特定事業場職員の職氏名，年齢，携帯電話番号及びメールアドレス並びに特定医療機関から特定監督署 B への請求書の F A X 送信状及び特定監督署 A の照会に対する特定健康保険団体の回答書に記載された特定医療機関担当者及び特定健康保険団体の担当者の氏名である。

当該部分は，法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法 1 5 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 2 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 2 1，通番 2 3 及び通番 2 5

当該部分は，地方労災医員及び主治医の意見書に記載された地方労災医員及び主治医の署名及び印影である。当該部分は，法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については，その職務遂行に係る情報として，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 1 7 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，開示することとされているが，その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。主治医の署名及び印影についても，審査請求人がその氏名を知り得るとしても，その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため，当該部分は，法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また，当該部分は，個人識別部分であることから，法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法 1 4 条 2 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法 1 4 条 2 号及び 3 号ロ該当性

通番 3 8 は，特定事業場から特定監督署 A に提出された審査請求人以外の特定の個人の賃金台帳及び勤務表の一部である。

当該部分について，諮問庁は，審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で，法 1 4 条 2 号及び 3 号ロに該当する旨説明するが，当該部分は，審査請求人以外の特定の個人の賃金台帳及び勤務表であり，審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、不開示としたことは、結論において妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番3，通番12，通番14，通番16，通番18，通番20，通番24，通番26及び通番28は、面談記録書及び架電聴取書に記載された被聴取者からの聴取内容，審査請求人の主治医の意見書に記載された主治医の意見並びにこれらから引用された調査結果復命書及び実地調査復命書の記載の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人等からの批判を恐れ、被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ該当性

(ア) 通番6及び通番9

当該部分は、労働保険の適用情報検索帳票に記載された特定事業場の部門別の常時使用労働者数，高年齢労働者数，雇用保険被保険者数及び労災保険率である。当該部分は、特定事業場の内部情報であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番30，通番33及び通番36

当該部分は、使用者申立書及び事業主証明に関する意見書に押印された特定事業場代表者の印影並びに特定健康保険団体から提出された審査請求人の診療報酬明細書の写し及び調剤報酬明細書の写しに押印された当該団体の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番37は、特定事業場から提出された資料である審査請求人の所属部署の在籍人員表の詳細（役職等別職員数の内訳並びに最高年齢、最小年齢及び平均年齢）である。当該部分は、特定事業場の内部情報であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記エ（ア）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条5号及び7号柱書き該当性

通番7及び通番10は、労働保険の適用情報検索帳票に記載された監督署において労働保険の業務処理のために使用しているシステムのユーザー名である。

当該部分は、これを開示すると、当該システムに対する不正利用を容易にし、労働基準監督機関が行う労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、通番38は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、不開示としたことは結論において妥当であり、通番38及び別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分			3 2欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法14条各号該当性	通番	
文書1	調査結果復命書	① 4頁不開示部分	3号イ	1	全て
		② 12頁「調査官意見」欄及び13頁の不開示部分	2号	2	全て
		③ 6頁ないし8頁不開示部分、10頁及び11頁の不開示部分、12頁「専門医意見」欄不開示部分、14頁不開示部分	2号、7号柱書き	3	(1) 6頁16行目 (2) 6頁17行目ないし26行目25文字目、27行目ないし28行目14文字目、7頁17行目1文字目ないし5文字目、11文字目ないし18行目、19行目3文字目ないし8文字目、11文字目ないし22行目10文字目、23行目、25行目22文字目ないし25文字目、31文字目ないし28行目 (3) 8頁31行目、34行目ないし35行目12文字目、10頁5行目ないし7行目、9行目ないし11行目30文字目、11頁25行目4文字目ないし最終文字、12頁7行目、8行目、14頁8行目、9行目
文書2	療養補償給付たる療養の給付請求書①	6頁及び8頁の不開示部分	2号	4	—
文書3	現業業務組織表	① 1頁及び2頁の不開示部分	2号	5	2頁左から2列目上から3つ目の不開示部分上段、4列目上から1つ目の部署の職員氏名
		② 3頁「適用詳細情報」欄不開示部分	3号イ	6	—
		③ 3頁不開示部分(②を除く。)	5号、7号柱書き	7	—

文書 4	療養補償給付たる療養の給付請求書②	① 1頁不開示部分	2号	8	—
		② 4頁及び5頁の「適用詳細情報」欄不開示部分	3号イ	9	—
		③ 4頁及び5頁の不開示部分（②を除く。）	5号, 7号柱書き	10	—
文書 5	実地調査復命書	① 1頁不開示部分	2号	11	「面談者」欄1行目1文字目, 2文字目, 「調査内容」欄1行目
		② 2頁及び4頁の不開示部分	2号, 7号柱書き	12	2頁2行目ないし11行目34文字目, 15行目ないし26行目, 30行目ないし36行目14文字目, 4頁3行目1文字目ないし5文字目, 11文字目ないし7行目22文字目, 9行目ないし10行目27文字目, 11行目16文字目ないし19文字目, 25文字目ないし12行目
文書 6	面談記録書①	① 1頁被聴取者の氏名, 年齢, 職業及び聴取場所	2号	13	2行目7文字目ないし10文字目, 4行目3文字目ないし18文字目, 5行目
		② 1頁9行目ないし2頁	2号, 7号柱書き	14	1頁11行目ないし2頁7行目, 11行目1文字目ないし27文字目, 12行目9文字目ないし28文字目, 18行目ないし19行目9文字目, 20行目12文字目ないし28文字目
文書 7	面談記録書②	① 1頁被聴取者の氏名, 年齢, 職業及び聴取場所	2号	15	2行目16文字目ないし19文字目, 4行目3文字目ないし18文字目, 5行目
		② 1頁9行目ないし2頁	2号, 7号柱書き	16	1頁10行目14文字目ないし2頁1行目, 5行目1文字目ないし23文字目, 8行目ないし12行目
文書 8	面談記録書③	① 被聴取者の氏名, 年齢, 職業及び聴取場所	2号	17	2行目7文字目ないし10文字目, 4行目3文字目ないし18文字目, 5行目
		② 9行目ないし23行目	2号, 7号柱書き	18	9行目ないし16行目, 17行目1文字目ないし12文字目, 18行目12文字目ないし19行目6文字目, 20行目32文字目ないし22行目
文書	架電聴	① 1頁「住所」	2号	19	「職業」欄1文字目ないし16文

10	取書	欄, 「氏名」欄及び「職業」欄			字目
		② ①を除く不開示部分	2号, 7号柱書き	20	「内容」欄2行目11文字目ないし14文字目, 20文字目ないし3行目15文字目, 17文字目ないし22文字目, 25文字目ないし8行目3文字目, 10行目, 11行目1文字目ないし27文字目, 13行目16文字目ないし19文字目, 25文字目ないし16行目
文書 12	意見書 ①	① 地方労災医員の署名及び印影	2号	21	—
		② ①を除く不開示部分	2号, 7号柱書き	22	全て
文書 14	意見書 ②	① 1頁医師の署名及び印影	2号	23	医師印影
		② 3頁不開示部分	2号, 7号柱書き	24	項番7の1行目, 項番8の1行目ないし2行目21文字目
文書 15	意見書 ③	① 1頁医師の署名及び印影	2号	25	—
		② 3頁不開示部分	2号, 7号柱書き	26	項番7全て, 項番8の1行目ないし4行目16文字目
文書 16	意見書 ④	① 1頁医師の署名及び印影, 4頁医師印影	2号	27	全て
		② 3頁不開示部分	2号, 7号柱書き	28	項番8の2行目
文書 17	受診歴等	① 1頁不開示部分	2号	29	—
		② 9頁ないし191頁の各奇数頁印影	3号イ	30	—
文書 24	教育カリキュラム	2頁不開示部分	2号	31	全て
文書 25	使用者申立書	① 1頁担当者氏名欄不開示部分	2号	32	—
		② 1頁事業主印影, 2頁不開示部分	3号イ	33	2頁不開示部分

		分			
		③ 4頁不開示部分	2号, 7号柱書き	3 4	全て
文書 26	事業主 証明に 関する 意見書	① 1頁連絡先欄 不開示部分	2号	3 5	—
		② 1頁事業主印 影	3号イ	3 6	—
文書 27	特定部 署概要	3頁不開示部分	3号 イ, 7 号柱書 き	3 7	「在籍」欄上から1枠目ないし4 枠目及び10枠目, 「最高」欄及 び「最小」欄の各10枠目
文書 28	賃金台 帳等	3頁及び4頁の 不開示部分(各項目 名を除く。), 1 2頁ないし20頁 不開示部分(最下 表の項目名を除 く。)	2号, 3号口	3 8	—
文書 29	定期健 康診断 結果報 告書	1頁ないし5頁不 開示部分	2号	3 9	全て

(注1) 当審査会事務局において、2欄の該当箇所の記載方法を整理した。

(注2) 以下の文書は、記載を省略した。

ア 原処分における不開示部分を含まない文書

文書9 面談記録書①, 文書13 面談聴取書, 文書18 架電聴取書②, 文書19 災害発生状況等, 文書20 災害発生報告書, 文書21 及び文書22 作業ダイヤ①及び②, 文書23 写真②

イ 原処分における不開示部分の全てを諮問庁が開示としている文書
文書11 (写真①)